

関原発第463号
2023年11月30日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、 昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、 昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、 昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、 昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、 昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、 昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、 昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、 昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、 昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、 平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、 平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、 平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、 平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、 平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、 平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、

平成 9年 9月11日付 平成09・07・31資第15号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第14号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16資第 2号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第10号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、
平成25年 3月25日付 原管吹第121221002号、
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、
令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号、
令和 2年 9月24日付 原規規発第2009241号、
令和 3年 2月15日付 原規規発第2102151号、
令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106044号、
令和 4年 6月22日付 原規規発第2206225号、
令和 5年 1月13日付 原規規発第2301131号、
令和 5年 7月12日付 原規規発第2307127号及び

平成 9年11月28日付 平成09・11・10資第16号、
平成10年12月17日付 平成10・12・01資第17号、
平成12年 3月 8日付 平成12・01・31資第 1号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・03資第 5号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、
平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、
平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、
令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006192号、
令和 2年10月 7日付 原規規発第20100714号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102193号、
令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204071号、
令和 4年11月18日付 原規規発第2211184号、
令和 5年 5月17日付 原規規発第2305178号、
令和 5年 9月22日付 原規規発第2309222号

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は

含まない)。

2. 変更の理由

(1) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
- ・所長室の再編

(2) 職務分担見直しに伴う変更

職務分担見直しに伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・品質向上機能の強化
- ・原子燃料業務の一元化
- ・輸入廃棄物に係る業務の移管
- ・保修課職務分担の見直し

(3) 記載の適正化

第73条（外部電源）、第85条（重大事故等対処設備）、添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）および添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）について、記載の適正化を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

(2) 本規定施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、2024年7月1日に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	図3-1 品質マネジメントシステム体系図						
	外部	社長	原子力事業本部長、 経営監査室長 (品質マネジメントシステム管理責任者)	原子力事業本部 各部門統括	原子力事業本部	発電所	調査本部、 原子燃料サイクル室、 総務室、土木建築室
計画段階 (Plan)	原子力 安全	承認レベル 承認 承認レベル 承認 承認レベル 承認 4. 2品質マネジメントシステムの文書化	5. 1 経営責任者の原子炉の安全のためのリーダーシップ 5. 2 原子炉の安全の確保の確保 5. 3 品質方針 5. 4 計画 5. 5 実行、確認およびコミュニケーション	6. 1 資源の確保 6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	4. 2品質マネジメントシステムの文書化	4. 2品質マネジメントシステムの文書化	4. 2品質マネジメントシステムの文書化
実施段階 (Do)	・規制要件等 原子力 燃料検査	承認(監査報告に基づいて)* *承認レベルは各業務の担当部署にて定める	7. 1 目的達成に必要なプロセスの確立 7. 2 目的達成に必要なプロセスの運用 7. 3 改善活動 7. 4 見直し 7. 5 目的達成の管理 (原子力事業本部) ・運用管理 ・教育訓練 ・設備性信頼性管理 ・設備管理 ・安全管理 ・非期待の管理 7. 6 監視活動のための 必要能力の管理	7. 1 目的達成に必要なプロセスの確立 7. 2 目的達成に必要なプロセスの運用 7. 3 改善活動 7. 4 見直し 7. 5 目的達成の管理 (発電所) ・運用管理 ・教育訓練 ・設備性信頼性管理 ・設備管理 ・安全管理 ・非期待の管理 7. 6 監視活動のための 必要能力の管理	7. 1 目的達成に必要なプロセスの確立 7. 2 目的達成に必要なプロセスの運用 7. 3 改善活動 7. 4 見直し 7. 5 目的達成の管理 (調査本部) ・運用管理 ・教育訓練 ・設備性信頼性管理 ・設備管理 ・安全管理 ・非期待の管理 7. 6 監視活動のための 必要能力の管理	7. 1 目的達成に必要なプロセスの確立 7. 2 目的達成に必要なプロセスの運用 7. 3 改善活動 7. 4 見直し 7. 5 目的達成の管理 (調査本部) ・運用管理 ・教育訓練 ・設備性信頼性管理 ・設備管理 ・安全管理 ・非期待の管理 7. 6 監視活動のための 必要能力の管理	7. 1 目的達成に必要なプロセスの確立 7. 2 目的達成に必要なプロセスの運用 7. 3 改善活動 7. 4 見直し 7. 5 目的達成の管理 (調査本部) ・運用管理 ・教育訓練 ・設備性信頼性管理 ・設備管理 ・安全管理 ・非期待の管理 7. 6 監視活動のための 必要能力の管理
評価段階 (Check) 改善段階 (Act)	報告 (作業者の報告等に基づいて) 品質改善 情報伝達 原子力 検査官	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー	8. 2 監視および測定 8. 3 不適合の管理 8. 5. 2 是正処置等 8. 5. 3 再発防止対策 8. 4 データの分析および情報 5. 6 マネジメントレビュー

(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でPDCAに分類して示している。
業務の詳細は各社内標準にて定める。
(注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力安全・技術、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でPDCAに分類して示している。
業務の詳細は各社内標準にて定める。
(注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				理由
<p>表3-1：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p>								
本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		項目	社内標準名	所管箇所		
		1 次文書	2 次文書					
4. 2. 3 4. 2. 4	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力事業本部 原子力企画部門	原子力事業本部 原子力企画部門	
8. 2. 2	内部監査	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	内部監査	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	経営監査室	経営監査室	
8. 3 8. 5. 2	不適合の管理 是正処置等	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	不適合の管理 是正処置等	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)
8. 5. 2 8. 5. 3	是正処置等 未然防止処置	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	是正処置等 未然防止処置	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	職務分担見直しに伴う変更 (品質向上機能の強化)
<p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。</p>								

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	第2条の2、第3条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>	第6条、第8条
6. 1	資源の確保	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門		
6. 2	要員の力量の確保および教育訓練	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	第131条、第132条	
変更後	表3-2：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	4. 1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
	4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	第2条の2、第3条
	5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	
	5. 5. 3	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	5. 5. 4 5. 6	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 <u>原子力企画部門</u>	第6条、第8条
6. 1	資源の確保	要員・組織計画通達		原子力事業本部 原子力企画部門		
6. 2	要員の力量の確保および教育訓練	教育・訓練通達		原子力事業本部 原子力企画部門	第131条、第132条	
理由	職務分担見直しに伴う変更（品質向上機能の強化）					

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条
				燃料管理	原子燃料管理通達	原子力事業本部 <u>原子力発電部門</u>
		放射性廃棄物管理			放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門
				放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門
		施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第120条から第120条の5
		非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条
		その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条、第10条、第12条の2、第120条の6
				原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第94条から第99条、第100条の5
				火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条
				原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
変更後	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
			1次文書	2次文書		
	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条
				燃料管理	原子燃料管理通達	原子力事業本部 <u>原子燃料部門</u>
		放射性廃棄物管理			放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門
				放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門
		施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第120条から第120条の5
		非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条
		その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条、第10条、第12条の2、第120条の6
				原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第94条から第99条、第100条の5
				火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条
				原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
理由	職務分担見直しに伴う変更（原子燃料業務の一元化）					

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
変更前	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見	原子力発電の安全に係る品質保証規程	外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第120条
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
	8. 2. 3	プロセスの監視測定		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
				運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門			
変更後	表3-2 (続き)					
	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
	7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見	原子力発電の安全に係る品質保証規程	外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 3	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第120条
	7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管理		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
	7. 6	監視測定のための設備の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
	8. 2. 3	プロセスの監視測定		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
				品質目標通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
				原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
				運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	7. 6 8. 2. 4	機器等の検査等		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
未然防止処置通達				原子力事業本部 原子力企画部門		
8. 4 8. 5. 2	データの分析および評価	検査・試験通達		原子力事業本部 原子力発電部門		
		データ分析通達	原子力事業本部 原子力企画部門			

理由 職務分担見直しに伴う変更（品質向上機能の強化）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>図4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1)</p> <p>発電用原子炉主任技術者</p> <p>(※2)</p> <p>発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>電気主任技術者 ポイラー・タービン 主任技術者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 技術課長 原子燃料管理課長 放射線管理課長 第一発電室長 第二発電室長 保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長</p>	<p>図4 (続き)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1)</p> <p>発電用原子炉主任技術者</p> <p>(※2)</p> <p>発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>電気主任技術者 ポイラー・タービン 主任技術者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 総務課長 技術課長 原子燃料管理課長 放射線管理課長 第一発電室長 第二発電室長 保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(9)から(13)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安(原子力安全・技術部門統括)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備を含む)。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保安(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の設計・保安(原子力安全・技術部門統括)に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力燃料部門統括は、原子力燃料サイクル(原子力燃料サイクル室長所管業務を除く。)に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(8)から(12)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(8)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、要員・組織計画、要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保安(原子力発電部門統括)が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電所の運転保守(原子燃料部門統括所管業務を除く)、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保安に関する業務および高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)および原子力発電所の燃料管理に係る運転保守に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約および輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(13) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(14) 第1項(6)から(8)、(12)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(15) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(16) 第1項(5)から(13)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(17) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上げ。以下同じ)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(品質向上機能の強化、原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(原子燃料業務の一元化)</p> <p>職務分担見直しに伴う変更(輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 第一発電室長は1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」という。）</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(23) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む。）。</p> <p>(25) 第2項(5)、(6)、(10)から(15)および(22)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p>	<p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 総務課長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター一所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 第一発電室長は1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」という。）</p> <p>(12) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(13) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(14) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものにに関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む。）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(9)から(12)および(14)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（所長室の再編） 組織改正に伴う変更（番号の繰り上げ。以下、同じ）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(26) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(27) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(28) 発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>(25) 各職位は、第3条8.2.4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課(室)長は、課(室)員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課(室)員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(27) 発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上げ。以下、同じ)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)、<u>同項(9)から(12)および(15)から(22)</u>に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)から(11)および(14)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 (番号の繰り上げ)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 保安計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保安のための活動※)を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 保安計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保安のための活動※)を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 保安計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 保安計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保安計画課長に報告する。保安計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 所長室長、保安計画課長および電気保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気保安課長および計装保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 総務課長、保安計画課長および電気保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 総務課長、放射線管理課長、発電室長、電気保安課長および計装保安課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。 (2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。 (2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(1) 次冷却材漏えい率) 第 47 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (4) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計および炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 なお、原子炉格納容器サンプ水水位計、炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 (6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 なお、原子炉格納容器サンプ水水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>(1) 次冷却材漏えい率) 第 47 条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 47-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (4) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計および炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 なお、原子炉格納容器サンプ水水位計、炉内計装用シリンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 (6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水水位計を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 なお、原子炉格納容器サンプ水水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>理由</p> <p>職務分担見直しに伴う変更 (保修課職務分担の見直し)</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(燃料取扱建屋空気浄化系) 第 7 2 条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、燃料取扱建屋空気浄化系は、表 7 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 燃料取扱建屋空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については補助建屋排気ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台以上の補助建屋排気ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 3. 当直課長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 2-2 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(燃料取扱建屋空気浄化系) 第 7 2 条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、燃料取扱建屋空気浄化系は、表 7 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 燃料取扱建屋空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については補助建屋排気ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台以上の補助建屋排気ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。 3. 当直課長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 2-2 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (保修課職務分担の見直し)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由																														
<p>(外部電源) 第 73 条 モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※¹は、表 73-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>表 73-2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="422 1355 1316 2119"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日	B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日	C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日	D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日	<p>(外部電源) 第 73 条 モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※¹は、表 73-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>表 73-2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="422 488 1316 1254"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合</td> <td>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※⁶を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日	B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日	C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日	D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日	<p>記載の適正化</p>
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日																														
B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日																														
C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日																														
D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日																														
B. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 3 0 日																														
C. 動作可能な外部電源が 2 回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも 1 回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 2 0 日																														
D. 動作可能な外部電源が 1 回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※ ⁶ を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも 1 回線を動作可能な状態に復旧する。	4 時間 その後の 1 日に 1 回 1 0 日																														
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>																															

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備) 第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室長、安全・防災室長、安全・防災室課長、<u>所長室長</u>、<u>所長室課長</u> (総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長 (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 	<p>(重大事故等対処設備) 第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課 (室) 長 (品質保証室長、品質保証室長、安全・防災室長、安全・防災室課長、<u>総務課長</u>、<u>技術課長</u>、<u>保全計画課長</u>、<u>土木建築課長</u>、<u>電気工事グループ課長</u>および<u>機械工事グループ課長</u> (以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)) を除く。また、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課 (室) 長 (品質保証室長等を除く。)) は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 	<p>組織改正に伴う変更 (所長室の再編)</p>

(略)

(略)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

85-16-1 計装設備 (1号炉および2号炉)											
分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更前	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力 ③格納容器広域圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係長または電気係長 ^{※6} 当直課長
		格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内温度	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係長または電気係長 ^{※6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。			
	格納容器広域圧力	①格納容器内温度	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係長または電気係長 ^{※6} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間					
原子炉格納容器内の水位	格納容器サンプB広域水位	格納容器サンプB狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④内部スプレッド積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器サンプB狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④内部スプレッド積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	
				格納容器サンプB狭域水位			①格納容器サンプB広域水位	1			E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。
	格納容器サンプB広域水位	①格納容器サンプB狭域水位	1	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに						
※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。											
85-16-1 計装設備 (1号炉および2号炉)											
分類	機能 ^{※1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変更後	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力 ③格納容器広域圧力	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係長または電気係長 ^{※6} 当直課長
		格納容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内温度	1			B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係長または電気係長 ^{※6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。			
	格納容器広域圧力	①格納容器内温度	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 計装係長または電気係長 ^{※6} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間					
原子炉格納容器内の水位	格納容器サンプB広域水位	格納容器サンプB狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④内部スプレッド積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器サンプB狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ④復水タンク水位 ④内部スプレッド積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ④原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	
				格納容器サンプB狭域水位			①格納容器サンプB広域水位	1			E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。
	格納容器サンプB広域水位	①格納容器サンプB狭域水位	1	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに						
※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。											
理由	変更なし										

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項			
		主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
	原子炉格納容器内の水位	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器サンブB広域水位 ②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④内部スプレ流量積算 ⑤恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑥原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長 ^{*6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係修課長または電気係修課長 ^{*6} 当直課長	
		原子炉格納容器水位	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③内部スプレ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑤原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに					
	原子炉格納容器内の水位	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器サンブB広域水位 ②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④内部スプレ流量積算 ⑤恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑥原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長 ^{*6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係修課長または電気係修課長 ^{*6} 当直課長	
		原子炉格納容器水位	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③内部スプレ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ⑤原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 および B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに					
理由	記載の適正化											

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)		所要チャンネル数		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}		確認事項				
分類	機能 ^{※1}		適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}					項目	頻度	担当	
変更前	原子炉格納容器内の温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器広域圧力 ③格納容器広域圧力 (AM用)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示書等により確認する。	定期事業者 1ヶ月に1回	計装係修課長 または 電気係修課長 ^{※6} 当直課長
	原子炉格納容器内の圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長または電気係修課長 ^{※6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日			
	原子炉格納容器内の水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ⑤増水タンク水位 ⑥格納容器スプレイ流量積算 ⑦恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 計装係修課長または電気係修課長 ^{※6} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手戻以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	72時間 12時間 56時間			
	格納容器再循環サンプ狭域水位	①格納容器再循環サンプ広域水位	1				速やかに			
		※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。								
85-16-1の2 計装設備 (3号炉および4号炉)		所要チャンネル数		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}		確認事項				
分類	機能 ^{※1}		適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}					項目	頻度	担当	
変更後	原子炉格納容器内の温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器広域圧力 ③格納容器広域圧力 (AM用)	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示書等により確認する。	定期事業者 1ヶ月に1回	計装係修課長 または 電気係修課長 ^{※6} 当直課長
	原子炉格納容器内の圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長または電気係修課長 ^{※6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日			
	原子炉格納容器内の水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④燃料取替用水タンク水位 ⑤増水タンク水位 ⑥格納容器スプレイ流量積算 ⑦恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 計装係修課長または電気係修課長 ^{※6} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手戻以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	72時間 12時間 56時間			
	格納容器再循環サンプ狭域水位	①格納容器再循環サンプ広域水位	1				速やかに			
		※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。								
理由	変更なし									

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ広域水位 ②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④格納容器スプレイ流量積算 ⑤恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長 ^{*6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能であることを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係修課長または電気係修課長 ^{*6} 当直課長
	原子炉格納容器内の水位	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器スプレイ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C.1 計装係修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに			
変更後	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ広域水位 ②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④格納容器スプレイ流量積算 ⑤恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1	モード1、2、3、4、5および6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係修課長 ^{*6} は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の確認を行う。 動作不能であることを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装係修課長または電気係修課長 ^{*6} 当直課長
	原子炉格納容器内の水位	①燃料取替用水タンク水位 ②復水タンク水位 ③格納容器スプレイ流量積算 ④恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 D. モード1、2、3および4において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C.1 計装係修課長または電気係修課長 ^{*6} は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。 E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに			
理由	記載の適正化									

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(特重施設を構成する設備) 第85条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表85の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(特重施設を構成する設備) 第85条の2 次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表85の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限の確認) 第 87 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。))は、運転上の制限を満足していること(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等)においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。))により行う。 (以下略)</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第 87 条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、総務課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。))は、運転上の制限を満足していること(以下、各条において「この規定第 2 項」という。))で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下、「実条件性能確認」という。))するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等)においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。))により行う。 (以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第 8 8 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))が第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第 8 8 条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、総務課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))が第 3 節第 2 0 条から第 8 6 条の 2 の第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

理 由	変更後	変更前
<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>	<p>変更後</p> <p>(予防保安を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 各課(室)長(品質保証室課長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、安全・防災室グループ課長および機械工総務課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長を除く。)は、予防保安を目的とした点検・保修を実施する^{※2}。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>変更前</p> <p>(予防保安を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 各課(室)長(品質保証室課長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、安全・防災室グループ課長および機械工所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長を除く。)は、予防保安を目的とした点検・保修を実施する^{※2}。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>(以下略)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(運転上の制限に関する記録) 第 90 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))ならびに当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保守作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足している時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保守の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰している時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第 90 条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))ならびに当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、または自ら運転上の制限を満足しない場合、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保守作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足している時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保守の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰している時刻</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(燃料の取替等) 第 9 7 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。 (a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) F_{NXY} (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F_{N\Delta H}$ (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F_0 (i) 出力運転時ほう素濃度 (j) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合) (2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 3. 原子力発電部門総括は、第 2 項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p>	<p>(燃料の取替等) 第 9 7 条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 第 1 項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。 (a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) F_{NXY} (e) 減速材温度係数 (f) 最大反応度添加率 (g) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F_{N\Delta H}$ (h) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F_0 (i) 出力運転時ほう素濃度 (j) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合) (2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 3. 原子燃料部門総括は、第 2 項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (原子燃料業務の一元化)</p>
<p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第 2 項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め 0.98 以下となることを確認し、管理すること(3号炉および 4号炉のみ)。 (6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること(3号炉および 4号炉のみ)。 6. 原子燃料課長は、第 5 項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第 2 項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第 1 項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め 0.98 以下となることを確認し、管理すること(3号炉および 4号炉のみ)。 (6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること(3号炉および 4号炉のみ)。 6. 原子燃料課長は、第 5 項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (原子燃料業務の一元化)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(輸入廃棄物の管理) 第100条の5 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>(輸入廃棄物の管理) 第100条の5 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認にする。 2. 原子燃料サイクル室長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</p>	<p>職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管) 職務分担見直しに伴う変更 (輸入廃棄物に係る業務の移管)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	図 1 2 1 原子力防災組織図		警戒体制		原子力防災体制			
	班	班長	副班長	主 な 職 務				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1号炉 発電用原子炉主任技術者*2</p> <p>2号炉 発電用原子炉主任技術者*2</p> <p>3号炉 発電用原子炉主任技術者*2</p> <p>4号炉 発電用原子炉主任技術者*2</p> <p>本部長 (発電所長)</p> <p>原子力 防災管理者**</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>副本部長 (総務管理補佐)</p> <p>原子力安全総括、 技術系の副所長、 安全・防災室長、 運営総括長、 品質保証室長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本部分</p> <p>副本部長および班長を除く、各課(室)長以上</p> </div>	総務班	所長室課長(総務)	所長室の係長(地域担当を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 連絡・通信手段の確保 委員の動員、輸送手段確保 原子力災害準備措置 緊急時活動用資機材の調達・輸送 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 他の班に属さない事務事項 	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の設置、運営、指令の伝達 連絡・通信手段の確保 委員の動員、輸送手段確保 原子力災害準備措置 緊急時活動用資機材の調達・輸送 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 他の班に属さない事務事項 			
	広報班	所長室課長(地域)	所長室の係長(地域担当)	<ol style="list-style-type: none"> 報道関係対応 見学者の退避誘導 広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 報道関係対応 見学者の退避誘導 広報活動(緊急時プレスを含む) 原子力防災センターにおける活動の支援 			
	情報班	技術課長	技術課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 社内警戒本部との情報受理・伝達 発電所警戒本部内情報の整理・収集、記録、状況把握 国、自治体等関係者との連絡調整 社外関係機関への通報連絡および受信 広報用資料の集約 他の班に属さない技術事項 	<ol style="list-style-type: none"> 社内対策本部との情報受理・伝達 発電所対策本部内情報の整理・収集、記録、状況把握 国、自治体等関係者との連絡調整 社外関係機関への通報連絡および受信 広報用資料の集約 他の班に属さない技術事項 			
	安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、評価 発電所構内の警備、立入制限 防護施設の使用 	<ol style="list-style-type: none"> 原子力災害合同対策協議会との情報交換 事故状況の把握、評価 事故影響評価と復旧の検討 発電所構内の警備、立入制限 防護施設の使用 原子力防災センターにおける活動の支援 			
	放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 放射線管理資機材の整備、点検 災害対策活動に伴う放射線防護措置 	<ol style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 事故状況の把握、評価 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 放射線管理資機材の整備、点検 災害対策活動に伴う放射線防護措置 原子力防災センターにおける活動の支援 			
	発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、当直課長、当直主任	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、整理 事故拡大防止のための措置 発電所設備の保安維持 消火活動 	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、整理 事故拡大防止のための措置 発電所設備の保安維持 原子力災害合同対策協議会における情報収集 消火活動 			
	保修班	保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、計装保修課、原子炉保修課、タービン保修課、土木建築課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 発電所設備の整備、点検 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 負傷者救助 消火活動 	<ol style="list-style-type: none"> 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 発電所設備の整備、点検 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 負傷者救助 消火活動 遠隔操作可能な装置等の操作 			
	特命班	副本部長または本部分	発電所対策本部長が指名した者	<ol style="list-style-type: none"> 不測の事態への対応 	<ol style="list-style-type: none"> 不測の事態への対応 			
	<p>*1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。 ・副本部長または本部分から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 ・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。</p> <p>*2：原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。</p>							
	変更後	図 1 2 1 原子力防災組織図		警戒体制		原子力防災体制		
		班	班長	副班長	主 な 職 務			
		総務班	総務課長	総務課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 連絡・通信手段の確保 委員の動員、輸送手段確保 原子力災害準備措置 緊急時活動用資機材の調達・輸送 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 他の班に属さない事務事項 	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の設置、運営、指令の伝達 連絡・通信手段の確保 委員の動員、輸送手段確保 原子力災害準備措置 緊急時活動用資機材の調達・輸送 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 他の班に属さない事務事項 		
		広報班	地域共生課長	地域共生課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 報道関係対応 見学者の退避誘導 広報活動 	<ol style="list-style-type: none"> 報道関係対応 見学者の退避誘導 広報活動(緊急時プレスを含む) 原子力防災センターにおける活動の支援 		
情報班		技術課長	技術課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 社内警戒本部との情報受理・伝達 発電所警戒本部内情報の整理・収集、記録、状況把握 国、自治体等関係者との連絡調整 社外関係機関への通報連絡および受信 広報用資料の集約 他の班に属さない技術事項 	<ol style="list-style-type: none"> 社内対策本部との情報受理・伝達 発電所対策本部内情報の整理・収集、記録、状況把握 国、自治体等関係者との連絡調整 社外関係機関への通報連絡および受信 広報用資料の集約 他の班に属さない技術事項 			
安全管理班		安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、評価 発電所構内の警備、立入制限 防護施設の使用 	<ol style="list-style-type: none"> 原子力災害合同対策協議会との情報交換 事故状況の把握、評価 事故影響評価と復旧の検討 発電所構内の警備、立入制限 防護施設の使用 原子力防災センターにおける活動の支援 			
放射線管理班		放射線管理課長	放射線管理課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 放射線管理資機材の整備、点検 災害対策活動に伴う放射線防護措置 	<ol style="list-style-type: none"> 発電所内外の放射線、放射能の測定、状況把握 事故状況の把握、評価 被ばく管理、汚染除去、拡大防止措置 放射線管理資機材の整備、点検 災害対策活動に伴う放射線防護措置 原子力防災センターにおける活動の支援 			
発電班		発電室長	発電室の係長、定検課長、当直課長、当直主任	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、整理 事故拡大防止のための措置 発電所設備の保安維持 消火活動 	<ol style="list-style-type: none"> 事故状況の把握、整理 事故拡大防止のための措置 発電所設備の保安維持 原子力災害合同対策協議会における情報収集 消火活動 			
保修班		保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、計装保修課、原子炉保修課、タービン保修課、土木建築課の係長	<ol style="list-style-type: none"> 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 発電所設備の整備、点検 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 負傷者救助 消火活動 	<ol style="list-style-type: none"> 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 発電所設備の整備、点検 見学者、協力会社員等の退避、避難措置 負傷者救助 消火活動 遠隔操作可能な装置等の操作 			
特命班		副本部長または本部分	発電所対策本部長が指名した者	<ol style="list-style-type: none"> 不測の事態への対応 	<ol style="list-style-type: none"> 不測の事態への対応 			
<p>*1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。 ・副本部長または本部分から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 ・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。</p> <p>*2：原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課(室)長以上から当該の班長を任命しておく。</p>								
理由		組織改正に伴う変更(所長室の再編)						

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(所員への保安教育) 第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(所員への保安教育) 第131条 総務課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 総務課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。 4. 総務課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。 5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに総務課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編) 組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(所長室の再編) 組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第132条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育) 第132条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成 26 原安防通達第 3 号一) (施行期日) 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。 2. 本通達施行の際、組織改正および職務分担見直しに伴い変更する規定については、2024 年 7 月 1 日に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会 の認可を受けた日を 改正日とする。 この規定は、原子力規制委 員会の認可を受けた日よ り起算し、10 日を超えな い範囲で施行する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）</p> <p>(略)</p> <p>3 火山影響等、降雪および地滑り※1発生時 保安計画課長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 ※1：地滑りは2号炉のみに適用する。以下、同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 資機材の配備 (1) 所長室長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ) その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 保安計画課長は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および原子力安全・技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）</p> <p>(略)</p> <p>3 火山影響等、降雪および地滑り※1発生時 保安計画課長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 ※1：地滑りは2号炉のみに適用する。以下、同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 資機材の配備 (1) 総務課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。 (2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ) その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 保安計画課長は、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合に、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないこと、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 保安計画課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないこと、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力安全・技術部門統括は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに對する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 保安計画課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>6 竜巻 保安計画課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時に必要な体制の整備の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順 (a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材※1よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事象対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

記載の適正化

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前 (略)	変更後 (略)	理由
<p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 総務課長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止) 組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>
<p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 総務課長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>7 有毒ガス 保安計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7. 1項から7. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 保安計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 保安計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 総務課長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止) 組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19 に、A・P・C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-2 1から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容 内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に あたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時にお ける原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の 承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、 重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うこ とを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示 を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策 策本部長からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合 は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計4名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な 事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所 長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行うための必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大 事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1 アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発 生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および 1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を 行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19 に、A・P・C等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-2 1から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容 等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に あたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の 職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重 大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うこと を任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示 を行い、発電所対策本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策 本部長からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指 示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計4名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事 項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所 長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行うための必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事 故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1 (1) アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行 う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を 策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制 の整備を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力 安全・技術部門統括（土木建 築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力 安全・技術部門統括（土木建 築）の廃止）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 (略)</p>	<p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>
<p>イ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。 (7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。 (4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子力施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。 本店対策本部(中之島)においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。 本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。 (7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 (イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。 また、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>イ 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。 (7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。 (4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子力施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。 また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。 本店対策本部(中之島)においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。 本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。 (7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。 (イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。 また、原子力安全・技術部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>
<p>ウ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応に必要な対応を検討できる体制を確立する。 また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (2) 教育訓練の実施 (略)</p>	<p>ウ 原子力安全・技術部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応に必要な対応を確保し、適切かつ効果的な対応を確保する。 また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (2) 教育訓練の実施 (略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。 イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)、原子力安全・技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括は、支援等のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。 ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、事故発生および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力的会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。 イ 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることのできるよう支援を策定する。 さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることにより、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 総務課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(3) 資機材の配備 ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。 イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括および原子力発電部門統括は、支援等のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。 ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力的会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。 イ 原子力安全・技術部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることのできるよう支援を策定する。 さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることにより、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>(略)</p> <p>1. 4. 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1. 4. 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全・技術部門統括(土木建築)の廃止)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（1号炉および2号炉）</p> <p>(略)</p> <p>表一18（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉） 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 (略)</p> <p>② 対応手段 (略)</p> <p>必要な教の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について (略)</p> <p>2. 飲料水、食料等について 所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p> <p>(略)</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（1号炉および2号炉）</p> <p>(略)</p> <p>表一18（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉） 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 (略)</p> <p>② 対応手段 (略)</p> <p>必要な教の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について (略)</p> <p>2. 飲料水、食料等について 総務課長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（3号炉および4号炉）</p> <p>(略)</p> <p>表-13（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1.3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>(略)</p> <p>② 対応手段等</p> <p>(略)</p> <p><u>使用済燃料ピットへの水の供給</u></p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等（3号炉および4号炉）</p> <p>(略)</p> <p>表-13（3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1.3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>(略)</p> <p>② 対応手段等</p> <p>(略)</p> <p><u>使用済燃料ピットへの水の供給</u></p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>表-18（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>(略)</p> <p>② 対応手段</p> <p>(略)</p> <p><u>必要な数の要員の収容</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射線物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行</p>	<p>表-18（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）</p> <p>操作手順</p> <p>1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>(略)</p> <p>② 対応手段</p> <p>(略)</p> <p><u>必要な数の要員の収容</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射線物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>う。</p> <p>1. 放射線管理について (略)</p> <p>2. 飲料水、食料等について 所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>う。</p> <p>1. 放射線管理について (略)</p> <p>2. 飲料水、食料等について 総務課長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(所長室の再編)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常の体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常の体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 総務課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

理由	変更後	変更前
	<p>変更後 A P C等による大規模擾乱発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順（1号炉および2号炉） (略)</p> <p>表-27（1号炉および2号炉） 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p> <div data-bbox="359 465 1066 1249" style="border: 1px solid black; height: 350px; width: 443px;"></div> <p>(略)</p>	<p>変更前 A P C等による大規模擾乱発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順（1号炉および2号炉） (略)</p> <p>表-27（1号炉および2号炉） 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p> <div data-bbox="359 1332 1066 2116" style="border: 1px solid black; height: 350px; width: 443px;"></div> <p>(略)</p>
	<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編）</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

理由	変更前	変更後
	<p>変更前 A P C等による大規模損壊発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順（3号炉および4号炉） (略)</p> <p>表-27（3号炉および4号炉） 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p> <div data-bbox="359 465 1098 1249" style="border: 1px solid black; height: 350px; width: 100%;"></div> <p>(以下略)</p>	<p>変更後 A P C等による大規模損壊発生時における 特重施設による対応に必要な措置の運用手順（3号炉および4号炉） (略)</p> <p>表-27（3号炉および4号炉） 操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順</p> <div data-bbox="359 465 1098 1249" style="border: 1px solid black; height: 350px; width: 100%;"></div> <p>(以下略)</p>
		<p>組織改正に伴う変更（所長室の再編）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 組織改正に伴う変更
 - ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
 - ・所長室の再編

2. 職務分担見直しに伴う変更
 - ・品質向上機能の強化
 - ・原子燃料業務の一元化
 - ・輸入廃棄物に係る業務の移管
 - ・保修課職務分担の見直し

3. 記載の適正化

組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全・技術部門統括（土木建築）の廃止
- ・所長室の再編

(変更)

- ・第 3 条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第 4 条（保安に関する組織）
- ・第 5 条（保安に関する職務）
- ・第 6 条（原子力発電安全委員会）
- ・第 8 条（原子力発電安全運営委員会）
- ・第 18 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）
- ・第 18 条の 3（その他自然災害発生時等の体制の整備）
- ・第 18 条の 4（資機材等の整備）
- ・第 18 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・第 18 条の 6（大規模損壊発生時の体制の整備）
- ・第 85 条（重大事故等対処設備）
- ・第 85 条の 2（特重施設を構成する設備）
- ・第 87 条（運転上の制限の確認）
- ・第 88 条（運転上の制限を満足しない場合）
- ・第 89 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・第 90 条（運転上の制限に関する記録）
- ・第 121 条（原子力防災組織）
- ・第 131 条（所員への保安教育）
- ・第 132 条（請負会社従業員への保安教育）
- ・添付 2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）
- ・添付 3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以 上

職務分担見直しに伴う変更

職務分担見直しに伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・品質向上機能の強化
- ・原子燃料業務の一元化
- ・輸入廃棄物に係る業務の移管
- ・保修課職務分担の見直し

(変更)

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第5条（保安に関する職務）
- ・第47条（1次冷却材漏えい率）
- ・第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）
- ・第97条（燃料の取替等）
- ・第100条の5（輸入廃棄物の管理）

以 上

記載の適正化

第73条（外部電源）、第85条（重大事故等対処設備）、添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）および添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）について、記載の適正化を行う。

（変更）

- ・ 第73条（外部電源）
- ・ 第85条（重大事故等対処設備）
- ・ 添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）
- ・ 添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以 上